

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 21 号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成23年8月1日」を「平成24年8月1日」に、「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

別表第1 2の項中「同法に規定する特定扶養親族」を「特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）」に、「当該特定扶養親族」を「当該特定扶養親族等」に改める。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式（裏面）注意事項1中「の一部」を削り、同注意事項2中「において診療を受ける」を「から診療又は訪問看護（指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ）を受ける」に、「窓口」を「窓口等」に、「において診療を受けた」を「から診療又は訪問看護を受けた」に改め、「で診療」の右に「又は訪問看護」を加え、「の一部」を削り、同注意事項3を次のように改める。

3 次の事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、その旨をお住まいの区の区役所又は区役所支所の福祉部（右京区京北地域にあっては、右京区役所京北出張所）に届け出てください。

- (1) 氏名又は住所
- (2) 扶養関係又は世帯の状況
- (3) 加入している医療保険又はその内容

第2号様式（裏面）注意事項5中「ことは」を「ことが」に改め、同注意事項に次のように加える。

7 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料等保険の給付外であるものは、老人医療費の支給対象とはならないので、御承知ください。

第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分及び第6号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第7号様式（裏面）注意事項1中「保険医療機関等に保険の自己負担金のうち一部負担

金を支払い、受診する」を「診療又は訪問看護を受ける際に一部負担金の限度額適用を受ける」に改め、同注意事項2中「において診療」を「から診療又は訪問看護」に、「窓口」を「窓口等」に、「提示して」を「提出して」に改め、同注意事項3中「。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください」を削り、同注意事項4中「この証を市長に提出して訂正を受けて」を「、この証を添えて、その旨をお住まいの区の区役所又は区役所支所の福祉部（右京区京北地域にあつては、右京区役所京北出張所）に届け出て」に改める。

第7号様式（裏面）注意事項6を同注意事項8とし、同注意事項5を同注意事項6とし、同注意事項6の次に次のように加える。

7 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料等保険の給付外であるものは、老人医療費の支給対象とはならないので、御承知ください。

第7号様式（裏面）注意事項4の次に次のように加える。

5 この証が破れたり、汚れたり、紛失したりしたときは、再交付を受けてください。

第9号様式注以外の部分、第10号様式注以外の部分及び第11号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定 平成24年8月1日

(2) 第2号様式（裏面）注意事項2の改正規定（「の一部」を削る部分を除く。）、第7号様式（裏面）注意事項1の改正規定及び同注意事項2の改正規定（「提示して」を「提出して」に改める部分を除く。） 平成24年9月1日

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）